

平成29年度 長崎市地域コミュニティ推進審議会（第4回全体会）会議録

第3回全体会のふりかえり

議題に入る前に、「第3回全体会でいただいた質問・意見等と市の考え方」について、事務局から説明を行い、第3回全体会のふりかえりを行った。質疑応答の結果は次のとおり。

【委員】

モデル地区の6地区は4月からモデル事業が開始することのだが、体制はできているのか。

【副会長】

関連して、4月から開始することのだが、申請書はどのような様式で、いつまでに提出しなければならないかということこそそろそろ決めてもらわないといけない。モデル事業の検証期間は10月までとなっているので、しっかりしないといけない。3月末までに予算書まで準備しようと思っていたが、基準を言ってくれないので、3月末までに作るのは不可能である。

【委員】

進んでいる地区の様子を見てやってみようと思っている。うまくいっている点やうまくいかない点などを見てから始めようと思っている。

モデル地区では、4月に交付金を申請できても、いつ交付金がもらえるのかという目途も立っていないということか。

【副会長】

人件費が交付金の対象になるという話はあるが、例えば1日当たり5千円というような指標がないと、予算は作れない。

【事務局】

本事業に係る当初予算は、3月15日に議会の議決をいただいた。各モデル地区に対しては、事前に、内容については説明させていただいているが、申請書の詳細な様式は、お示しできていない状況である。申請書は、4月末までに提出していただくと考えているが、現在、交付金の交付要綱の決裁をしているところであるので、決裁後に、様式や申請期限等の詳細なご説明をさせていただきたいと考えている。

【副会長】

申請書の提出期限を4月末までになったとしても、物事にはタイミングがある。時期的な問題で、もう動かさないといけないこともある。もう動き出してよいか。領収書も4月以降の領収書になると思う。

【事務局】

4月以降に事業を開始する場合、交付金の対象となるのは、交付決定の日以降となる。詳細な説明は、様式等が決定してから、後日説明をさせていただきたい。

【委員】

交付金の手引きを作ってからでないと、先に事業計画書や予算書を作成していても、それが対象とはならないということになれば、どうにもならなくなる。先に、手引きを作成し、それを基に、事業計画を立てないとおかしくなる。

【事務局】

要綱の前に、まずは、モデル地区についてお願いしたい旨の依頼をさせていただく。要綱については、今週中に決裁をとり、来週には、モデル地区の皆様説明ができるようにしたいと考えている。今しばらくお待ちいただきたい。

【会長】

来週中には、交付金の手引きがモデル地区へ配布され、それを基に、4月末までに申請をしていただくという流れとなるということである。また、申請後に審議され、交付が決定された日以降の活動が認められるという説明であったと思うが、このようなかたちでよいか。

【委員】

モデル地区が出発地点となるから、モデル地区を参考として、自分の地区がどのようにやっていけばよいか考えたい。

【会長】

来週中に、モデル地区へ説明を行い、その結果を他地区へ情報提供をしていただきたいと思います。

【事務局】

先ほど話があった、4月当初から事業を始めるということについて、交付金を出せるように、迅速な対応をさせていただきたい。ただし、手引きがないと、対象となる経費がわからないため、早急に整理したいと思う。

モデル地区が走るスピードに合わせて、交付金を交付できるように対応させていただく。

【委員】

モデル地区が、事業計画書や予算書を作成し、市に申請し、承認されると事業を始められるということか。暫定的に、承認されたものとして動いてよいということではないのでは。

【副会長】

地域コミュニティ連絡協議会（以下「協議会」という。）が認めて、責任を持って実施するのであれば、市は何も言わないということではないか。

【委員】

内部監査ではよくても、外部監査にかかってくると思うので、それだとかかしくなるのではないか。

【事務局】

手引きは早めに整理し、配布する。対象経費については、手引きに交付対象となっているものは、使っていただいて構わない。

【副会長】

協議会で決めたことであれば、特に市からクレームなどはないという理解しているが、それでよいか。

【事務局】

事業としても、経費としても、対象となるかの判断や基準はある。事業では、「協議会が主催者であること」と「まちづくり計画に基づくもの」の2点が条件である。

【委員】

市が承認していなくても、協議会が認めていれば、スタートできるということによいのか。

【事務局】

まずは、モデル地区に選定させていただきたい旨の依頼をするので、その後（交付決定後）にスタートしていただく。

【委員】

新年度の4月まで数日しかない状況で、現実にスタートできない。

手引きに基づき、事業ごとに予算書を作成する必要がある。2、3日でできるものではない。どのように考えているか。

【事務局】

手引きの配布が遅くなっていることは申し訳ないが、市としても、初めてのことなので、

協議に時間がかかっている。先ほども言ったが、今週中には、決裁をとることとしたい。

【副会長】

お金の定義付けや基準については、6地区それぞれが解釈をしておかしくなるので、6地区の担当者を集めて、同じ説明をしていただきたい。

【事務局】

説明会をしっかりと開きたいと考えている。

【会長】

まずは、手引きを作成いただき、モデル地区への説明会を行っていただく。

どのような事業が認められるかということについては、市に打診をし、認められればスタートしてよい、ということについても、お示しいただくということによいか。

モデル地区が先進して切り開いていっていただき、他の地区がその情報を受け取って、自分たちの地区でも進めたいと思えるような情報公開の方法も考えていただきたい。

議題①：地域コミュニティ施策の今年度の取組み状況及び来年度事業について

「地域コミュニティ施策の推進に係る今年度の取組み状況について（報告）」及び「地域コミュニティ施策の推進に係る来年度事業について（報告）」について、事務局から説明があり、その内容について質疑応答を行った。質疑応答の結果は次のとおり。

【委員】

協議会は、70程度の地区で設立することとなると思うが、もう少し広いコミュニティとして、地域包括ケアシステムが20程度の中学校区にある。どのように連携すれば、より効率的に効果をあげられるのか、ということについて、地域包括ケアシステム推進室とも話し合い、ある程度の道筋を立てていただき、将来的には、協議会と地域包括ケアシステムは、このように繋がってくる、ということの骨子のようなものを作っていただきたい。

【事務局】

地域包括ケアシステムでは、20圏域に分けているが、地域の課題は、もう少し小さな区域の方が、より具体的で細かい意見を吸い上げることができる。その中で、20圏域にまとめていくということが考えられている。この協議会のしくみができることで、高齢者の問題だけでなく、様々な地域課題を協議会が吸い上げることで、地域包括ケアシステムと連携して課題解決を図ることもできる。今後とも、地域包括ケアシステムと連携して進めていきたいと考えている。

【委員】

協議会でやった方が有効な場合と、地域包括ケアシステムでまとめた方が有効な場合とがある。お互いのよいところを取り合うようなかたちで進めていただきたい。

【会長】

お互いに相乗効果が生まれるように進めていただければと思う。
他に意見等ないか。

【副会長】

地域包括ケアシステムが何を考えていて、どうしようとしているのか、ということについて、地域への説明が不足しているのではないか。先日、長崎市保健環境自治連合会に対する説明会があったが、地域がどのように理解しようとしているか、地域は何をしないといけないか、市が地域にどのような要求をするのか、ということの話をもっとすべきだと思う。このことについては、担当である福祉部の政策監に厳しく伝えたが、返事がない状況である。なかなか道は遠いのではないかと思う。

【委員】

協議会と地域包括ケアシステムを合同で説明するなど、行政側がタッグを組んで欲しいと思う。両方が結びつくと、すごく強固なものができる。

【副会長】

企画財政部と福祉部の組織間のことであるので、部を越えていかないといけない。

【事務局】

皆さんのおっしゃるとおりに進めるべきだと考えている。地域に出て、現在の考えを説明させていただく中で、地域の実情を勉強させていただき、また、ご意見をいただくということを積み重ねていくことが、具体化する上で大切だと考えているが、実践の部分がまだまだ足りていない。皆さんにご理解していただくため、あるいは、皆さんの声をお聞きするためには、まだまだ足りていないというご指摘だと思うので、しっかり受け止めて、企画財政部と福祉部で一緒に取り組んでいきたいと考えている。

【会長】

組織の垣根を越えて、話し合っていたいただきたいと思う。モデル地区のかたが安心して取り組めるような環境を作っていたいただきたいと思う。事業を始めるときは、最初が肝心だと思う。

【委員】

副会長にお尋ねしたい。協議会には、地域包括支援センターは加入していないのか。地域包括ケアシステムの情報は入ってこないのか。

【副会長】

地域包括支援センターは加入しているが、情報は私個人にしか入ってこない。地域包括ケアシステムに関する会議の場に、私は代表者として出席しているから知っているが、地域全体に対するアプローチがない。

【委員】

現在、地域包括支援センターがエリアの中で勉強会を実施していると思う。

個人的には、協議会と地域包括ケアシステムを同時に進めるとなると大変で、同時に来られると、また何かをやらされるのではないかと地域側は負担感を感じるのではないかと。

【副会長】

地域包括ケアシステムが全体を制覇するのではなく、一部のテーマとして割り切っていけば、心配はいらないのではないかと。

【委員】

やる理屈だけでなく、できれば事務局の方で詰めてもらい、将来的な計画をお示しいただきたい。

【事務局】

今皆さんがご議論されているようなことを、企画財政部と福祉部で、理想的な姿をお示しし、それに対するご意見をお聞きするようなことになるのではないかと考えている。協議会には様々な福祉の団体にご加入いただき、福祉分野の具体的な活動をしていただくことで、小学校区などでの連携はできると考えているが、今の段階では、もう少し広いエリアでのあり方について、落としこめていない状況であるので、市でも、もっと連携して、協議会の動きと地域包括ケアシステムの動きが連動して繋がって見えるように話をしていきたいと考えている。

【会長】

現場サイドでは、それぞれの委員が個人的なネットワークを使いながら情報を得ている状態が続いているということなので、市でも枠組みをきちんと作っていただきたいと思う。

議題②：(仮称) 長崎市地域コミュニティ連絡協議会の設立及び支援に関する条例の骨子(素案) について

次に、会長から、条例の骨子(素案)に対して、疑問や提案などの意見を多く出していただくことが本日のゴールである旨の説明があり、その進行を次の流れで進める旨の提案があり承認された。

- ①. 各委員それぞれが、「(仮称)長崎市地域コミュニティ連絡協議会の設立及び支援に関する条例の骨子(素案)」に目を通し、疑問や提案などをふせんを書く。ふせんには、該当する条例骨子の番号を書く。
- ②. 時間まで各班で意見交換を行い、新たなアイデア等が出てくれば、新たにふせんを書く。

各班の意見等は、「第4回全体会でいただいた意見等(8ページ)」のとおり。

議事終了後、事務局に進行が戻され、平成29年度長崎市地域コミュニティ推進審議会(第4回全体会)を閉会した。

第4回全体会でいただいた意見等

条例の骨子（素案）	A班	B班	C班	D班
1 目的 長崎市のまちづくりの基本理念の実現に向けて、地域コミュニティ連絡協議会と市の協働による地域自治の推進に寄与することを目的とします。	<ul style="list-style-type: none"> • もっと大きな目的が必要（どういう地域にするため、持続的なまちづくりを進めていくため など） • 協議会を主語とした方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> • 「長崎市のまちづくりの基本理念」とは何か • 「住民」がない、市民置き去り • 地域自治とは何か 	<ul style="list-style-type: none"> • 「長崎市のまちづくりの基本理念」とは何か 	<ul style="list-style-type: none"> • 目的をもう少し広げて書くべき（住民同士の交流を図る、自治会等の加入促進を図る など）
2 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲 地域コミュニティ連絡協議会の活動範囲は、次に掲げる区域とします。 (1) 概ね現行の小学校区 (2) 概ね連合自治会の区域		<ul style="list-style-type: none"> • 「概ね次に掲げる区域」とした方がよい 		<ul style="list-style-type: none"> • 「次に掲げる<u>いずれかの</u>区域」とした方がよい
3 地域コミュニティ連絡協議会と市の協働 地域コミュニティ連絡協議会と市は、まちづくりにおけるパートナーとしてお互いを尊重し、協働して地域づくりを推進することを目指します。				
4 住民等の役割 (1) 住民、地域団体、事業者等は、地域への関心を高めるとともに、地域のまちづくりへの参加や協力を努めるものとします。 (2) 住民は、地域コミュニティ連絡協議会の活動への参加に努めるものとします。	<ul style="list-style-type: none"> • 協議会としても、住民の参画を積極的に促すべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 住民への周知が必要 • 自治会がない地区に対する周知 	<ul style="list-style-type: none"> • (2)の「住民は～参加に努める」という文言は、7の(1)に「自治会が8割」という条件があるなら、当然参加するものなので、書く必要があるのかどうか 	<ul style="list-style-type: none"> • (2)の「努める」とはどれくらいの強制力になるか、参加するかは個人の裁量になるのでは • 地域団体に加入していない住民は、知らないのでは
5 地域コミュニティ連絡協議会の役割 (1) 地域コミュニティ連絡協議会は、まちづくり計画に基づく企画等の立案及び具体的な取組みの実施に努めるものとします。 (2) 地域コミュニティ連絡協議会は、構成員間における情報共有及び相互連携を図るものとします。		<ul style="list-style-type: none"> • 「努める」より「実施する」の方がよい • 「構成員」より「構成団体」の方がよい • 住民に積極的に加入してもらうようにすべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 「構成員間」より「地域住民との」の方がよい 	<ul style="list-style-type: none"> • 「構成員間」は、個人（住民）まで含むかわからない
6 市の役割 市は、地域コミュニティ連絡協議会の自主性及び自立性を尊重しつつ、財政や人材育成等の支援を行うものとします。	<ul style="list-style-type: none"> • 財政支援だけでなく、もっと具体的に書くべき 	<ul style="list-style-type: none"> • 協議会同士の情報共有も市がすべき 		
7 地域コミュニティ連絡協議会の認定 地域コミュニティ連絡協議会の認定要件は次に掲げる事項とします。 (1) 当該地区を代表する組織で、様々な地域課題に対応できること ①活動範囲内の自治会の8割以上が加入していること ②連合自治会、青少年育成協議会、子どもを守るネットワーク、PTA、民生委員・児童委員、社会福祉協議会地区支部、学校等、相当数の地域の団体等が加入していること (2) 会員にはその地区に住む又は活動する個人、団体、事業者等であれば、誰でもなれること (3) 自主的・自立的に地域課題の解決に向けた活動を行うこと (4) 透明性が確保され、かつ、民主的な運営が行われることまた、運営に関する規約を有していること (5) まちづくりの目標、活動内容(子育て支援、高齢者支援、環境美化、防犯・防災、地域振興、地域交流等)等を定めたまちづくり計画を策定していること。なお、まちづくり計画の策定にあたっては、地域の団体等の多様な主体が参加する話し合いの過程を経ること		<ul style="list-style-type: none"> • (1)の「自治会の8割」より「自治会数の8割」の方がよい • (2)の「誰でもなれる」としたら、どのような団体でも拒むことができないのでは 	<ul style="list-style-type: none"> • (2)の「誰でもなれる」としたら、反社会的な人の加入を拒むことができないのでは 	<ul style="list-style-type: none"> • 要件が多すぎる、変更大変、条例ではなく規則に書くべき • (1)の①と②は条例にいらぬ • (5)のカッコ書部分は、条例にいらぬ
全般的なこと	<ul style="list-style-type: none"> • 地域の個性を出して、まちづくりを進めることができるような文言や表現を工夫してほしい • 協議会の必要性を前文に書いた方がよい 		<ul style="list-style-type: none"> • 簡潔明瞭であればよい 	<ul style="list-style-type: none"> • 条例制定は早すぎる、もう少し浸透してからでもよいのでは • 条例の周知方法を工夫することで、協議会の認知度が上がる • モデル事業と条例制定は互いに協議会設立を促進させる • 何を基に素案を作ったのか